

西武しんきんアプリ利用規定

本利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、西武信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）が提供するスマートフォン向けアプリケーション「西武しんきんアプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）のお客さまへのご提供とお客さまのご利用条件を定めるものです。本アプリを利用する場合、お客さまは本規定のほか、当金庫が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解し同意したうえで自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

第1条 本アプリの内容

1.本アプリは、お客さまがスマートフォンにダウンロードしたうえでこれを起動することにより、当金庫所定のサービスを受けることができるアプリケーションです。

2.利用いただけるサービス

本アプリで利用いただけるサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、以下のとおりとします。

（1）口座開設

当金庫に普通預金口座（総合口座）をお持ちでないお客さまについて、口座開設のお申込みを行うことができます。

（2）残高・取引明細照会

本アプリに登録された代表口座と、それに紐づく口座の残高や当金庫所定の期間の入出金取引明細を照会することができます。利用できる口座は以下の口座です。

- ①普通預金
- ②貯蓄預金
- ③定期預金
- ④定期積金
- ⑤カードローン

（3）振込

当金庫所定の手続きにより、本アプリに登録された口座を資金引落とし口座として、振込を行うことができます。

（4）振替

当金庫所定の手続きにより、本アプリに登録された口座間でお客さまの指定する金額の振替を行うことができます。

（5）定期預金取引

当金庫所定の手続きにより、定期預金の新規開設・解約を行うことができます。

（6）お客さま情報照会・変更

本アプリに登録された口座の取引店のお客さま情報を照会・変更することができます。

（7）他店口座追加

当金庫本支店に開設されたお客さま名義の口座について、本アプリの代表口座と異なる取引店（他店）の口座を本アプリに追加登録することができます。

（8）カードローン取引

本アプリに登録されたご本人が契約しているカードローン口座（一部を除く）について、返済（振替）の取引を行うことができます。

3.利用時間

本サービスの利用時間は当金庫所定の時間内とします。ただし、臨時メンテナンス、システム障害等が発生した場合は、ご利用時間中であってもお客さまに予告なく、ご利用を一時停止または中止することがあります。

4.取引の実施日

取引の実施日は、各サービスの受付日・受付時間により異なります。当金庫所定の当日取り扱い時間帯に取引を受け付けた場合は、原則、受付日当日に実施します。取引の受付が当金庫所定の当日取扱い時間を経過している場合および受付日が金融機関休業日の場合は、原則翌営業日に取引を実施します。

5.取引金額の引落し

- （１）本サービスの取引による資金の引落しは、各種預金規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- （２）本サービスの引落とし口座から同日に複数の引落とし（本サービス以外による引落としも含みます。）をする場合に、その総額が当該引落とし口座より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えると、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。

第2条 サービス利用条件等

- 1.本アプリを利用できるスマートフォンは、当金庫所定の機種に限られます。ご利用環境については、当金庫ホームページでご確認ください。
- 2.本アプリの利用は無料ですが、本アプリを通じて提供するサービスには、所定の手数料がかかる取引があります。また、本アプリの利用およびダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下、本項において同じ。）にかかる通信料等はお客さまのご負担となります。なお、ご利用環境によって、ダウンロードに数分を要する場合があります。
- 3.本サービスは、普通預金口座をお持ちの個人のお客さま本人が対象です。普通預金口座をお持ちでない場合、本アプリで普通預金口座を開設することができます。また、事業性の利用は本サービスの対象ではありません。本アプリの利用には、お客さまを特定するため、当金庫所定の AduME アカウントが必要となります。お客さまのメールアドレスを本アプリ初回利用時にアカウントとして登録してください。
- 4.本アプリをご利用いただけるのは、アカウント登録したメールアドレスにつきスマートフォン 1 端末のみとなります。
- 5.お届け内容によっては登録できない口座があります。
- 6.本アプリの初回登録に利用いただいた口座は代表口座となります。
- 7.お客さまは、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく本アプリを日本国から輸出してはなりません。
- 8.本サービスを利用するためにお客さまが利用になるスマートフォンの端末（以下、「端末」といいます。）を変更される場合には、旧端末から本アプリを必ず削除してください。
- 9.端末から本アプリを削除された場合、本アプリで保持している各種情報は消去されます。削除した後に、同一の端末で本サービスを利用いただく場合には、再度、本アプリをダウンロードしていただいたうえで、利用登録を行っていただく必要があります。なお、これらの行為によりお客さまに生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
- 10.第三者の作成した類似アプリにご注意ください。パスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルスに感染させる目的の悪意ある、本アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのパスワード等や端末内の情報が漏えいする可能性があります。

1. 端末を盗難・紛失された場合には、本サービスの停止をいたしますので当金庫ホームページをご確認のうえ、直ちに当金庫へご連絡ください。

第3条 本アプリの権利帰属、利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権（以下、「著作権等」といいます。）は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。本アプリの利用により、お客さまに対し本アプリの著作権等を譲渡するものではありません。
2. お客さまは、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用に限り、本アプリを利用することができません。個人的利用を超えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。
3. 当金庫は、お客さまによる本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・改ざんまたはこれらに類する行為を禁止します。
4. 当金庫から請求があった場合、お客さまはすみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

第4条 利用登録・認証

1. 利用登録

- （1）お客さまは、本サービスのご利用にあたって、当金庫指定の AduME アカウントを登録し、本サービスの代表口座となる普通預金口座の店番・口座番号、キャッシュカードの暗証番号等の所定の項目を入力の上、パスコードを本アプリに登録してください。
- （2）代表口座の登録により、代表口座と同一店のお客さま名義の預金口座・カードローン取引についても残高等を参照することができます。

2. パスコード

- （1）本サービスの利用時は、認証のためパスコードを入力してください。なお、パスコードの代わりに、利用端末の生体認証機能を利用できます。
- （2）当金庫が前（1）の方法により認証のうえ取引を実施した場合は、前（1）のパスコード等につき不正利用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害について責任を負いません。
- （3）パスコードの入力を一定回数連続して誤入力すると、本サービスが利用できなくなります。

3. 生体認証機能

- （1）生体認証機能とは、お客さまがお使いの端末に備わっている生体認証機能を用いることで、本アプリのパスコードの代わりに、本アプリにお客さま自身の指紋等の身体の一部の特徴（以下、「生体情報」といいます。）を用いてログインするための機能をいいます。
- （2）生体認証機能は、お客さまの端末が生体認証機能を有している場合のみ用いることができます。また、お客さまの端末が生体認証機能を有していたとしても、端末自体の制約により利用いただけない場合があります。
- （3）生体認証機能を利用するには、お客さまの端末にお客さまの生体情報を登録する必要があります。
- （4）当金庫は、お客さまの端末自体に登録されている生体情報を本アプリに取得しないため、生体情報の管理責任・義務を負いません。お客さまの端末に登録された生体情報は、お客さま自身の責任において厳重に管理するものとします。
- （5）生体情報の照合が一定回数以上失敗すると、パスコード入力画面に切り替わり、パスコードを用いて、本アプリにログインするものとします。

- (6) お客様のアプリ利用端末への生体認証機能の登録後、端末の設定その他の利用環境の変化（お客様の生体情報の変化等を含みます。）や本アプリのアップデート等により生体認証機能が利用いただけなくなる場合があります。この場合、端末に登録してある生体情報を削除のうえ、再度、端末に生体情報を登録する必要がある場合があります。
- (7) お客様が端末を変更した場合、利用になる端末に再度生体情報を登録する必要がある場合があります。
- (8) 生体認証機能の利用を停止する場合、本アプリの設定画面から生体認証機能を OFF にしてください。生体認証機能の利用停止後、本アプリへログインするには、パスコードが必要となります。
- (9) その他生体認証機能の利用は、正しい方法でお客様の責任において行ってください。

第5条 端末・パスワード等の管理

- 1.お客様は、お客様の責任において端末およびパスワード等を厳重に管理し、これらを第三者に貸与または開示してはならないものとします。お客様の端末が第三者の手に渡ったり、パスワード等が知られたりした場合には、当該第三者により本サービスが不正利用されることによりお客様の情報が外部に漏れたり、お客様に損害が発生したりする可能性があります。なお、当金庫からお客様に対し、パスワード等をお聞きすることはありません。
- 2.お客様は、端末にセキュリティ対策ソフトを導入する等のセキュリティ対策を行ってください。

第6条 本アプリの非保証

- 1.当金庫は、本アプリがお客様の特定の利用目的に合致することや、特定の結果の実現を保証するものではありません。
- 2.本アプリは日本国内のみ利用でき、国外での利用はできません。
- 3.当金庫は、お客様が使用する端末におけるあらゆるOS、ウェブブラウザ、アプリのバージョンにおいて本アプリを良好に利用できることを保証せず、また、そのような保証をするための動作検証および改良対応等を行う義務を負いません。また本アプリの推奨環境、動作環境以外の環境で本アプリを利用することや、OS、ウェブブラウザ、本アプリのバージョンアップデートを実施しないことにより、本アプリに障害が生じないことを保証するものではありません。
- 4.当金庫は、本アプリに中断、中止その他の障害が生じないことを保証するものではありません。
- 5.当金庫は、本アプリの提供に際して、不具合等が存在しないよう最大限努力を行いますが、本アプリは現状のまま提供されるものであり、当金庫は、本アプリに不具合の不存在を保証するものではありません。

第7条 免責事項

- 1.次の事由により本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合、これによって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。
 - (1) 当金庫または当金庫が業務委託する企業の運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信機器もしくはコンピュータ等の障害または回線障害が生じたとき。
 - (2) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由があったとき。
 - (3) 天災地変（台風、津波、地震、風水害、落雷等を含みますが、これらに限られません）、火災、感染症、伝染病、疫病、サイバー攻撃、公害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、法令・規程の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関、通信回線等の事故その他やむを得ない事由があったとき。
- 2.お客様は本サービスの利用に際し、公衆電話回線、専用電話回線、移動体通信網、インターネット等の通信経路および本サービスで当金庫の講じる安全対策等について了承しているものとし、盗聴等により取引情報等

が漏洩したために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

3. 当金庫が本規定に記載された本人確認方法により本人からの依頼として取扱いを受け付けたうえは、パスワード、パスコード、キャッシュカードの暗証番号等の盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
4. 端末および通信環境については、お客さまの責任において確保してください。万一、端末が正常に稼働しなかった場合や通信経路に異状が発生したことにより生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
5. お客さまが取引結果の確認を怠ったために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
6. 本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、および利用する回線による盗聴等、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより生じた不利益について、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。
7. 当金庫の責に帰すべき事由がある場合であっても、当金庫は直接かつ現実に生じた損害のみを負担するものとし、特別損害、間接損害、将来の損害及び逸失利益に係る損害については賠償する責任を負わないものとします。ただし、当金庫に故意又は重過失がある場合は、その限りではありません。

第8条 本アプリおよび本規定の変更等

1. 当金庫は、本アプリの内容の全部または一部を適宜変更または改良（以下、「バージョンアップ」といいます。）できるものとします。ただし、当金庫はバージョンアップする義務を負うものではなく、また事前の予告なく本アプリの提供、利用を中止することがあります。
2. 前項により、本アプリをバージョンアップした場合には、お客さまにおいて本アプリを再度ダウンロードしていただく必要があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、バージョンアップ後の本アプリがご利用いただけなくなる場合があります。
3. 当金庫は、本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当金庫は変更日および変更内容を当金庫のホームページへ掲載する等、当金庫所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。
4. 前3項の場合において、お客さまに生じた損害について、当金庫は一切の責任を負いません。

第9条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、第4条による認証が完了後、お客さまが取引に必要な所定事項を、本アプリの画面表示に従い正確に当金庫に伝達することで行うものとします。

2. 取引の成立

各サービスの取引は、当金庫所定の方法で処理が完了した時点で成立するものとします。

第10条 口座開設サービス

1. 本アプリで口座開設をお申込みいただけるのは、日本国籍を保有し、ご自宅またはお勤め先（通学先）が当金庫営業地区内で、運転免許証またはマイナンバーカードをお持ちの15歳以上（中学生を除く）の個人の方に限ります。
2. 当金庫にすでに普通預金口座をお持ちの方は、本アプリでの口座開設はお申込みできません。
3. 本アプリで開設する普通預金口座は、通帳を発行しない通帳レス口座となります。

- 4.当金庫の総合的な判断により、口座開設をお断りさせていただく場合があります。
- 5.口座開設手続き完了後、キャッシュカードを簡易書留でお送りいたします。なお、一定期間内にキャッシュカードをお受け取りいただけない場合、口座開設をお取消しする場合がございますので、ご注意ください。
- 6.本アプリで開設する普通預金口座は、事業目的で利用することはできません。
- 7.本アプリで開設した預金口座が事業目的で利用されていることが判明した場合、または、お客さまが申込時に申告した情報が虚偽の情報であることが判明した場合には、当金庫は、お客さまに対する通知をもって、当該預金口座の取引の全部又は一部を停止し、もしくは、当該預金口座を解約することができるものとします。

第11条 振込サービス

1.内容

- (1) 当金庫及び他金融機関の国内本支店の口座を振込受取口座とし、振込受取口座あてに行う資金移動を行うサービスをいい、「振込」として取扱います。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。
- (2) 本サービスでは、処理日を指定しての振込はご利用いただけません。
- (3) 資金移動をともなわない振込先の口座確認を当金庫が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認を停止します。
- (4) 支払指定口座は、本アプリに登録されている代表口座、および代表口座に紐づく、普通預金（総合口座を含みます）および貯蓄預金（振替のみの取り扱い）とします。

2.申込み

- (1) 振込サービスの利用開始にあたっては、本アプリ内で申込みが必要です。なお、お申込みの際には当金庫に携帯電話番号を届け出いただく必要があります。なお、お取引内容によって、振込サービスをご利用いただけない場合があります。
- (2) 振込サービスのお申込み後、ご利用いただける場合は、当金庫に届け出の携帯電話番号あてに「振込認証コード」を送信します。本アプリでお客さまが「振込認証コード」を入力することにより、振込サービスがご利用いただけるようになります。

3.振込限度額

- (1) 本サービスにより振込について、1日（0時から24時までを1日とします。）に振込することのできる上限額（以下、「振込限度額」といいます。）を定めます。
- (2) 振込限度額は当金庫所定の金額としますが、お客さまは当金庫所定の方法により当金庫が定める金額範囲内で振込限度額変更のお申込みができます。
- (3) 振込限度額を超えた振込金額の取引依頼については、当金庫は実行する義務を負いません。

4.取引の手続き等

- (1) 当金庫は、本規定第9条により振込を受付けた後、振込資金および振込手数料をお客さまの指定する口座から引落します。
- (2) 振込資金等の引落し後、当金庫は依頼内容に基づいて振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。なお、取扱時間や振込先の金融機関の状況等により、翌営業日に振込通知を発信することもあります。
- (3) 本サービスによる振込について、領収書等の発行はいたしません。

5.依頼内容の組戻

- (1) 本規定第9条により振込依頼を受付後にその依頼を取りやめる（以下、「組戻」といいます。）場合は、当金庫窓口において手続きを受付けます。この場合、本条第1項の振込手数料（消費税含む。）は返却しません。また、組戻については、当金庫所定の組戻手数料および消費税をいただきます。

- (2) 振込先金融機関がすでに振込資金を入金済みの場合には、組戻ができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。
- (3) 該当口座なし等の理由で振込先金融機関から振込資金が返却された場合は、お客さまから組戻依頼を受付けることなく振込資金引落とし口座に入金します。この場合、振込手数料（消費税含む。）は返却しません。なお、組戻手数料および消費税はいただきません。
- (4) 振込先口座は、振込先の金融機関の合併等があった場合に、お客さまからの届出なしに当金庫が変更することがあります。ただし、この変更は当金庫の義務ではありません。

第12条 振替サービス

- 1. 振替サービスとは、本アプリに登録された本人口座間で、お客さまの指定する金額を振り替えるサービスを行います。
- 2.1 取引当たりの振替限度額は、1,000万円未満とします。

第13条 定期預金取引サービス

1. 内容

- (1) 定期預金取引サービスとは、本アプリに登録された口座による定期預金の新規開設・預入・満期払戻予約・中途解約を行うサービスをいいます。
- (2) 定期預金取引サービスをご利用いただくには、本アプリから定期預金口座を開設いただく必要があります。

2. 新規開設

受取口座に指定できるのは、本アプリに登録された普通預金および貯蓄口座です。

3. 預入

- (1) 預入は定期預金のみのお取り扱いとします。
- (2) 本アプリに登録されたお客さまの指定するご本人名義の普通預金口座から預入資金を引落としのうえ、選択された定期預金口座に定期預金を預入します。
- (3) 少額貯蓄非課税制度を利用した定期預金はお取り扱いできません。
- (4) 本アプリで作成する定期商品については、当金庫の「定期預金規定」を適用します。

4. 中途解約・満期払戻予約

- (1) 本アプリからの定期預金中途解約・満期払戻予約は、本アプリで預入した定期預金のみとします。
- (2) 満期払戻予約手続きは、満期日の前日まで受付可能です。また、満期日が休日の場合は、翌営業日に入金となります。
- (3) 中途解約・満期払戻予約した定期預金の入金口座は、当該定期預金の振替口座として登録されている普通預金口座または貯蓄口座のみとなります。

第14条 お客さま情報照会・変更サービス

1. 内容

お客さま情報照会・変更サービスとは、本アプリに登録された口座の取引店に登録されているお客さまの情報を照会・変更するサービスをいいます。

2. 照会可能な情報

生年月日、住所、電話番号（自宅・携帯）、メールアドレス、お勤め先、お勤め先住所、お勤め先電話番号

3. 変更可能な情報

お客さまの生年月日以外の情報について変更が可能ですが、住所、電話番号（自宅・携帯）の変更については、運転免許証またはマイナンバーカードが必要となります。なお、お取引の内容によっては本アプリで変更を受付することができない場合がありますので、その場合は窓口で変更手続きをお願い致します。

第15条 カードローン取引サービス

1. カードローン取引サービスとは、お客さまご本人が契約しているカードローン口座（一部除く）について、借入・返済（振替）の取引を行うことができるサービスです。
2. 借入取引は、お客さまが指定したカードローン口座から本アプリに登録された普通預金口座の中でお客さまが指定した口座へ振替入金することでローンの借入を行います。
3. 返済取引は、本アプリに登録された普通預金口座の中でお客さまが指定した口座から、お客さまが指定したカードローン口座へ振替入金することでローンの随時返済を行います。（毎月の約定返済とは異なります。）
4. 本アプリをご利用のお客さま向け専用のローン商品をご案内させていただく場合があります。ただし、本アプリでのお申込み後に当金庫所定の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

第16条 利用停止など

1. お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - （1）本アプリで開設された口座の事業利用が発覚するなど、お客さまが本規定に違反したとき
 - （2）本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合
 - （3）お客さまが当金庫に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合
 - （4）お客さまが当金庫に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合
 - （5）お客さまについて、重要な財産に対する仮処分、その他公権力の処分を受け、または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがされ、または自ら申立てた場合
 - （6）お客さまに相続の開始があったとき
 - （7）その他、前各号に準じる事情により本サービスの利用が相当でないと当金庫が判断したとき

第17条 サービスの終了

1. お客さまによる解約

お客さまは、当金庫所定の手続きをとることで、いつでも本サービスを解約することができます。

2. 当金庫からの解約

お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約できるものとします。

- （1）お客さまが本規定に違反した場合
- （2）本アプリで開設された口座の事業利用が発覚した場合
- （3）支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき
- （4）電子交換所の取引停止処分を受けたとき

- (5) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当金庫においてお客さまの所在が不明になったとき
- (6) お客さまに相続の開始があったとき。
- (7) 本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与 にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合
- (8) お客さまが当金庫に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません。）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合
- (9) お客さまが当金庫に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません。）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合本サービスが法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合
- (10) その他当金庫が本サービスの解約を必要とする相当の事由が発生した場合、または当金庫が本サービスの継続上支障があると判断した場合

3. 代表口座の解約

代表口座が解約された場合、この契約は解約されたものとします。

第18条 反社会的勢力の排除

- 1. お客さまは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (6) 資産凍結等経済制裁対象者
 - (7) その他前各号に準ずる者
- 2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. お客さまが前各項に違反した場合、当金庫はお客さまに何ら通知することなく本アプリ及び本サービスの利用を停止し、本サービスを解除することができるものとします。
- 4. 前項の利用停止及び解除によって、お客さまに損害が生じても当金庫は一切の責任を負いません。

第19条 不正利用による振込・払い出し等

1. 損害金額の補てん請求

端末やパスコード等の盗難・盗用（以下、「盗難等」といいます。）により行われた不正な振込・払い出し等による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該振込・払い出し（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- （１）盗難等による不正な振込・払い出し等に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること。
- （２）当金庫の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
- （３）当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

2. 補てん金額等

前項の請求がなされた場合、当該振込・払い出し等がお客さまの故意である場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該振込・払い出し等にかかる損害（手数料や利息を含む。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、当該振込・払い出し等が行われたことについて、当金庫が善意・無過失であり、かつお客さまに過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は被害内容や事実関係、過失の度合いを勘案のうえ、補てん金額を減額する場合があります。

3. 補てん金額対象期間

前項の規定は、本条第 1 項にかかる当金庫への通知が、盗難等が行われた日（盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる契約者番号等を用いて不正な取引が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 免責事項

本条第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補てんの責任を負いません。

- （１）当該振込等が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合。
 - ①当該振込等にかかる損害がお客さまの重大な過失に起因する場合
＜お客さまの重大な過失となりうる事例＞
 - ア.他人に AduME アカウントのパスワードや本アプリのパスコードを知らせた場合
 - イ.他人に本アプリ登録要件のキャッシュカードの暗証番号を知らせた場合
 - ウ.AduME アカウントのパスワードや本アプリのパスコード、本アプリ登録要件のキャッシュカードの暗証番号が、他人に推測されやすいものである場合
 - エ.スマートフォン本体に AduME アカウントのパスワードや本アプリのパスコードを記載したメモを貼付けたり、容易に認知できる状態で電子ファイルに保存していた場合
 - オ.遠隔操作アプリ等を自らダウンロードし、他人が本アプリを操作でき得る状況にしていた場合
 - カ.他人による振込操作の画面を確認しており、被害が発生した場合
 - キ.ログインした状態で操作端末から離れていた結果、被害が発生した場合
 - ク.その他ア.からキ.までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
 - ②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - ③お客さまが被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- （２）戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して端末やパスワード等の盗難にあった場合。

5. 補てんによる権利の移転

当金庫が本条第2項に基づき補てんをおこなった場合は、当該補てんを行った額の限度において、お客さまの対象預金にかかる権利は消滅します。この場合、当金庫は当該補てんを行った額の限度において、当該不正行為を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第20条 お客さまの責任

1. お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三者から受けたクレーム、請求等については、お客さまご自身の責任と費用にて解決するものとします。
2. お客さまが本規定に違反し、これにより当金庫または第三者に損害が発生した場合、お客さまがこれを賠償する責めを負います。
3. お客さまの住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の登録情報に変更があった場合、本アプリの所定の方法により変更いただく必要があります。当金庫からお客さまへの通知が、お客さまの受領拒否やお客さまが登録情報の変更を怠ったこと等によって不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることに同意するものとし、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第21条 個人情報の管理

1. 当金庫は、お客さまから御提供いただいた個人情報を、以下のプライバシーポリシーに基づいて利用・管理します。
<https://www.shinkin.co.jp/seibu/privacy/policy.html>
2. 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）にいう「個人情報」を指すものとし、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものまたは個人識別符号が含まれるもの指します。

第22条 Liquid への個人情報提供の同意

本アプリを利用に伴うお客さまの運転免許証またはマイナンバーカードによる本人認証は、スマートフォンのカメラで本人確認書類と顔の撮影をしていただき、撮影した本人確認書類および顔画像の個人情報は、株式会社 Liquid（以下、「Liquid」という。）に以下の通り提供いたします。

1. 下記2. に定める目的のため当金庫が個人情報を提供する第三者
Liquid
2. 提供を受けた第三者における利用目的
 - (1) Liquid が本人認証サービスを提供するため
 - (2) ①のサービス提供に付随する本人確認、認証のため
 - (3) Liquid の技術開発（顔認証エンジン機械学習・ランダムアクション自動判定機械学習・偽造書類、なりすまし登録検知のための機械学習・不正登録検知を含みます。）のため
 - (4) ①または②に付随するアフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
3. 第三者に提供される個人情報の内容
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 本人確認書類画像
 - (5) 本人容貌画像

第23条 OneSpan Inc.への個人情報提供の同意

本アプリは、振込セキュリティ強化として OneSpan Inc.の提供する OneSpan Cloud Authentication を利用します。上記利用にあたり、お客さまの同意に基づき OneSpan Inc.に対し個人情報を提供いたします。

当該外国の名称：アメリカ合衆国

当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報：

- －電子通信プライバシー法（Electronic Communications Privacy Act of 1986）
- －グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm Leach Bliley Act）
- －医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accounting Act）

当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報：以下 URL より確認いただけます。

<https://www.onespan.com/privacy-center>

※OneSpan Cloud Authentication は、OneSpan Inc.の登録商標です。

第24条 Google Analytics について

本アプリの利用状況を把握するために、Google Analytics を利用しているページがあります。Google Analytics は、Cookie を利用して利用者の情報を収集します。ただし、Google Analytics により収集される情報は、個人を特定できない情報のみであり、個人を特定できる情報を利用者の同意なく取得することはありません。Google Analytics 利用規約は、こちら（<https://www.google.com/analytics/terms/jp.html>）をご覧ください。Google Analytics により収集された利用者の情報は、Google 者のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。Google 社のプライバシーポリシーは、こちら（<https://policies.google.com/privacy>）をご覧ください。なお、Google Analytics のサービス利用による損害については、当金庫は責任を負いません。

第25条 関連規定

本アプリを利用した本サービスを経て、当金庫とお客さまとの間で各種取引が成立する場合の条件およびその取引の条件は、当金庫が別途定める各関連規定等によるものとします。なお、これらの関連規定等と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用します。

第26条 譲渡・質入等の禁止

お客さまは、本利用契約上の地位を第三者に承継させ、または本サービスに基づくお客さまの契約上の権利を第三者に譲渡、承継、質入、または貸与することはできません。

第27条 分離可能性

本規定のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規定の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第28条 準拠法・管轄

本件に関する訴訟については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2025 年 4 月 1 日